社会福祉法人　今治市社会福祉協議会

次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第７回）

子どもを育てる労働者を含め全労働者の所定外労働の削減のための措置を実施することにより、女性労働者をはじめ労働者が能力を発揮できる職場風土の改革を行い、労働者等の職業生活と家庭生活との両立支援をするために、次の行動計画を策定する。

１　計画期間　　令和７年４月１日 ～ 令和１２年３月３１日までの５年間

２　内　容

目　標　１：　計画期間内に、男性の育児休業の取得率を５０％以上、女性の育児休業の取得率を９０％以上とする。

＜ 対　策 ＞

● 令和７年　４月 ～　育児・介護休業法の改正に伴う制度の周知や情報提供を行うことで、職員が諸制度を利用しやすくするとともに、男性・女性にかかわらず職員が、出産や育児に積極的に関われる職場の風土づくりを推進していく。

目　標　２：　全職員の時間外・休日労働時間の平均を各月１５時間未満とし、また、独自の時差出勤制度の導入により、労働者等の職業生活と家庭生活との両立支援を進めていく。

＜　対　策　＞

● 令和７年　４月 ～　業務の効率化により時間外・休日労働を削減するとともに、子育て世代または、父母・祖父母等の介護世代の職員においては、時差出勤による勤務時間を調整することで、子の保育所等の送迎や親の在宅介護など仕事と家庭の両立を支援する。

目　標　３：　子どもの健全な育成のため、地域活動への労働者の参加を支援し、子ども・子育てに関する地域貢献を行う。

＜　対　策　＞

● 令和７年　４月　～　社会福祉協議会として子育てサロンの実施、福祉教育やボランティア学習の講師として地域貢献活動を行う。また、労働者が地域活動へ参加しやすいよう職場環境の改善を進める。